

今治市奨学生資格基準

資格者は次の各号に掲げる要件を備える者とする。

1 人物

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生・生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

2 健康

修学に十分耐え得ると認められること。

3 学力

勉学に意欲があり、進学先の学業を確実に修了できる見込みがあること。

(1) 高等学校又は高等専門学校を希望する者

第1学年から第3学年の第1学期までの履修教科の評定平均値が3.0以上であること。(弾力的運用も可)

(2) 大学(短期大学等を含む)又は専修学校(専門課程)を希望する者

第1学年から第3学年の第1学期までの履修教科の評定平均値が3.5以上であること。(弾力的運用も可)

なお、履修教科(科目)の評定は5、4、3、2、1の5段階法によること。

4 家計

応募者の両親(両親以外の者がその世帯の主たる家計支持者である場合は、両親とその者)の直近の所得年額(申請者記入額)の計から、特別控除額表(別表第1)に定める控除を行った後の額が収入基準額表(別表第2)に定める額以下であること。

(給与所得者の所得年額の計算方法は別表第3参照)

特 別 控 除 表

(別表第1)

区分	特別控除の事情	特 別 控 除 額			
A 世 帯 を 対 象 と す る 控 除	(1) 母子・父子世帯	99万円			
	(2) 就学者がいる世帯	小学校	31万円		
		中学校	46万円		
	学校種別 \ 通学種別		自宅通学	自宅外通学	
	高等学校	国・公立	39万円	69万円	
		私立	88	118	
	高等専門学校	国・公立(1～3)	39	69	
		” (4～専)	43	72	
		私立(1～3)	88	118	
		” (4～専)	87	116	
	大 学	国・公立	74	121	
		私立	133	180	
	専修学校	高等課程	国・公立	39	69
私立			88	118	
専門課程		国・公立	36	81	
		私立	102	147	
(3) 障がい者がいる世帯	障がい者1人につき	99万円			
(4) 長期療養者がいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする				
(6) 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				
と す る 控 除 対 象	申込者本人が高等学校・高等専門に進学する予約出願者	39万円			
	申込者本人が大学・短大等に進学する予約出願者	74万円			

- (備考)
- 1 A欄の「(2) 就学者のいる世帯」による控除には申込者本人は含めない。
 - 2 A欄の控除については該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除を合わせて控除することができる。

収 入 基 準 額 表

(別表第2)

区 分		高 等 学 校 高等専門学校 奨学生	大 学 専 修 学 校 奨学生
世 帯 人 員	1 人	103 万円	139 万円
	2 人	165	198
	3 人	190	212
	4 人	206	229
	5 人	221	239
	6 人	234	250
	7 人	246	262

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、高等学校奨学生の場合は11万円、大学奨学生の場合は12万円を、それぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(別表第3) **給与所得者の所得年額の計算方法**

- ・ 前々年（平成31年1月～令和元年12月中）の給与、賃金、役員報酬、年金、恩給等の収入金額を万円単位（万円未満切捨て）で下記の「所得年額の計算方法」により計算します。
- ・ 2か所以上から給与（年金）を受けている場合は、合算した収入額で上記と同様に計算します。

「所得年額の計算方法」

ア 「給与収入を得ている人が1人」もしくは「世帯に給与収入を得ている人が2人以上いる場合で、最も収入が多い人」

収入金額 (税、保険料を引く前の金額)	給与所得年額
268万円未満	0円
268万円超 400万円以下	収入金額×0.8－214万円
400万円超 781万円以下	収入金額×0.7－174万円
781万円超	収入金額－408万円

(万円未満切捨て)

イ 世帯に給与収入を得ている人が2人以上いる場合で、最も収入が多い人以外の人

収入金額	所得年額
65万円以下	0円
65万円超 180万円以下	収入金額 × 0.6
180万円超 360万円以下	収入金額 × 0.7 － 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 0.8 － 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 0.9 － 120万円
1,000万円超 1,500万円以下	収入金額 × 0.95 － 170万円
1,500万円超	収入金額 － 245万円

(万円未満切捨て)